

諮 問 の 概 要

(国勢調査の変更について)

1 調査の目的等

国勢調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号、以下「法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、国勢統計（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として、我が国に常住する者すべてを対象として実施される調査である。

本調査は、大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施されており、平成 22 年に実施される本調査は 19 回目の調査となり、10 年ごとに実施される大規模調査に当たる。

2 変更の趣旨

平成 17 年に実施された本調査において、国民の個人情報保護意識の変化、本調査への理解及び協力意識の低下、不在世帯や接触が困難な世帯の増加など、調査実施上の課題が顕在化したことを踏まえ、本調査を円滑かつ的確に実施するため、調査環境の変化に応じた調査事項、調査方法等の見直しを行う。

3 変更内容

(1) 調査事項の変更

ア 調査内容の充実

(ア) 雇用形態の区分の変更

非正規雇用の拡大など雇用形態が多様化している現状を踏まえ、雇用形態の実態を一層的に把握するため、「従業上の地位」における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更する。

(イ) 5 歳未満の子供の出生地の把握

地域別の将来人口の正確な推計に資するため、従前把握していなかった 5 歳未満の子供の出生地について、その子供が出生当時に普段住んでいた場所の回答を求める形で把握する。

イ 調査事項の削除等

(ア) 家計の収入の種類削除

世帯における記入への忌避感が強い「家計の収入の種類」について、政策における利用状況が低い項目であることなどから、調査事項から削除する。

(イ) 就業時間の削除

専ら「雇われている人」の「常雇」及び「臨時雇」の区分と組み合わせることにより、雇用形態の実態を間接的に把握するために用いられてきた「就業時間」について、前記ア(ア)のとおり、「雇われている人」の区分を雇用形態を直接把握するものに変更することに伴い、把握の必要性が低下することから、調査事項から削除する。

(ウ) 住宅の床面積の回答方法の変更

過去の本調査で回答しにくいと感じる世帯の割合が高かった「住宅の床面積」の回答方法を、実数記入方式から選択肢方式に変更する。

(2) 調査方法等の変更

ア 調査方法の変更

(ア) 封入提出方式の全面導入

個人情報保護意識の高まりを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式（以下「封入提出方式」という。）を導入する。

(イ) 郵送提出方式の併用

調査票の円滑な提出を図るため、調査員に調査票を提出する方式に加え、郵送により調査票を提出する方式（以下「郵送提出方式」という。）を導入する。

郵送提出方式の導入に伴い、調査票を確実に回収し、調査結果の精度を確保するため、期限までに調査票が提出されない世帯に対し、調査員が訪問して回収を行う。

(ウ) インターネットを用いた回答方式の一部導入

インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できることから、将来の本格的な導入に向け、モデル地域として指定する都道府県において導入する。

イ 調査方法の変更に伴う精度確保のための措置

(ア) 業務記録情報の活用の根拠の明確化

封入提出方式の全面導入及び郵送提出方式の導入を踏まえ、調査結果の精度を確保するため、市町村における調査票の記入内容の補完に際し、住民基本台帳等の業務記録情報を円滑に活用できるよう、市町村事務の処理基準にその根拠を明記する。

(イ) 法第 15 条に基づく関係者に対する質問等の導入

上記業務記録情報の活用等によっても調査票の記入内容を十分に補完できない場合、調査結果の精度を確保するため、市町村の職員等による法第 15 条に基づく関係者に対する質問等（例えばマンション管理会社への質問）を行い、記入内容を補完する。

ウ 調査方法の変更に伴う市町村の負担軽減のための措置

調査方法の変更に伴い増加する市町村の事務負担を軽減するとともに、調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置するなどの措置を講じる。

(3) 集計事項等の変更

ア 集計事項の変更

(ア) 集計事項の拡充

前記(1)ア(ア)の調査事項の変更に併せた、非正規雇用等に関する集計の追加、進行する高齢化社会の実態をより詳細に把握することを目的とした、高齢者の年齢区分を細分化した集計の実施、詳細な地域分析を可能とすることを目的とした、いわゆる「平成の市町村大合併」以前の市町村の単位による集計の拡充等を行う。

(イ) 集計対象の変更

調査方法の変更に伴い、後記イ(ア)のとおり「人口速報集計(要計表による人口集計)」の公表時期を延伸せざるを得ない状況の中で、当該集計における対象を、政策上早期の公表が求められている「総人口」及び「総世帯数」に限定し、「男女別人口」の集計については、「抽出速報集計」（調査年の翌年 6 月公表）等に委ねる。

イ 公表時期の変更

(ア) 人口速報集計、産業等基本集計等の公表時期の延伸

調査方法の変更に伴い、調査票の回収及び審査に時間を要することになるため、「人口速報集計（要計表による人口集計）」の公表時期の延伸（調査年の12月 調査年の翌年の1～2月。およそ1～2か月程度の延伸）等を行う。

また、産業大分類の格付け事務の変更に伴い、「産業等基本集計（第2次基本集計）」の公表時期の延伸（調査年の翌々年の1月 調査年の翌々年の4月。およそ3か月程度の延伸）等を行う。

(1) 職業等基本集計等の公表時期の早期化

集計結果の早期公表の要望に応えるため、「職業等基本集計（第3次基本集計）」の公表時期の早期化（調査年の3年後の2月 調査年の翌々年の11月。およそ4か月程度の早期化）等を行う。